

貝塚市 バリアフリー道路特定事業計画

JR 東 貝 塚 駅 周 辺 地 区

令和3年3月

大阪府貝塚市

目 次

1. 計画策定の目的.....	3
1－1. 計画策定の目的.....	3
1－2. バリアフリー新法の仕組み.....	4
1－3. 計画対象地域.....	5
1－4. 道路特定事業計画の基本的な考え方.....	6
(1) 対象とする道路.....	6
(2) 重点整備地区内の経路の考え方.....	6
(3) 事業の優先順位.....	6
(4) 整備の実施時期.....	6
(5) その他.....	6
1－5. 特定道路事業における対策メニュー.....	7
1－6. 道路特定事業計画.....	8
1－7. 整備項目及び実施期間.....	9

1. 計画策定の目的

1-1. 計画策定の目的

本バリアフリー道路特定事業計画書は、バリアフリー新法により策定された「貝塚市JR東貝塚駅周辺地区バリアフリー基本構想（令和2年3月）」に基づき、JR東貝塚駅とその西側周辺地区の重点整備地区の貝塚市管理道路（新設道路含む）について、事業実施に向けた事業計画を策定することを目的とした。

1-2. バリアフリー法の仕組み

バリアフリー新法とは、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号）」の通称で、高齢者や障害者、妊娠婦、けが人などの移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進することを目的としている。

公共交通機関、建築物、都市公園、路外駐車場、歩行空間に移動等円滑化基準への適合義務を果たすことにより、バリアフリー化を推進するとともに、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進しようとするものである。

道路特定事業計画は、同法「第31条 第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する道路管理者は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して道路特定事業を実施するための計画を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。」によって策定されるものである。

同法の仕組みを次の「図1 バリアフリー新法の仕組み」に示す。

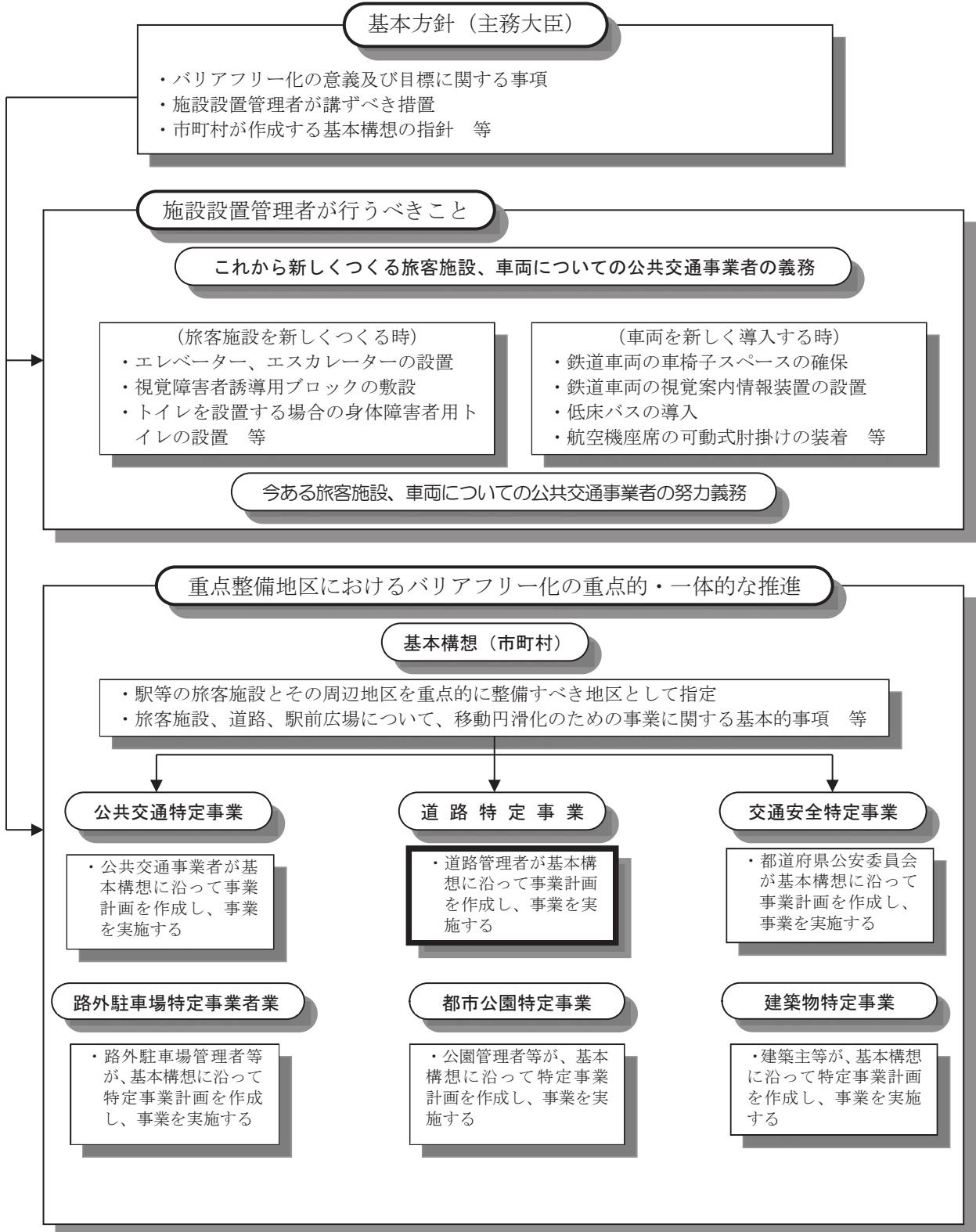


図1 バリアフリー新法の仕組み

1-3. 計画対象地域

本バリアフリー道路特定事業計画の対象地域は「JR 東貝塚駅及び西側周辺地区」とし、「図2 貝塚市 位置図」に示す。

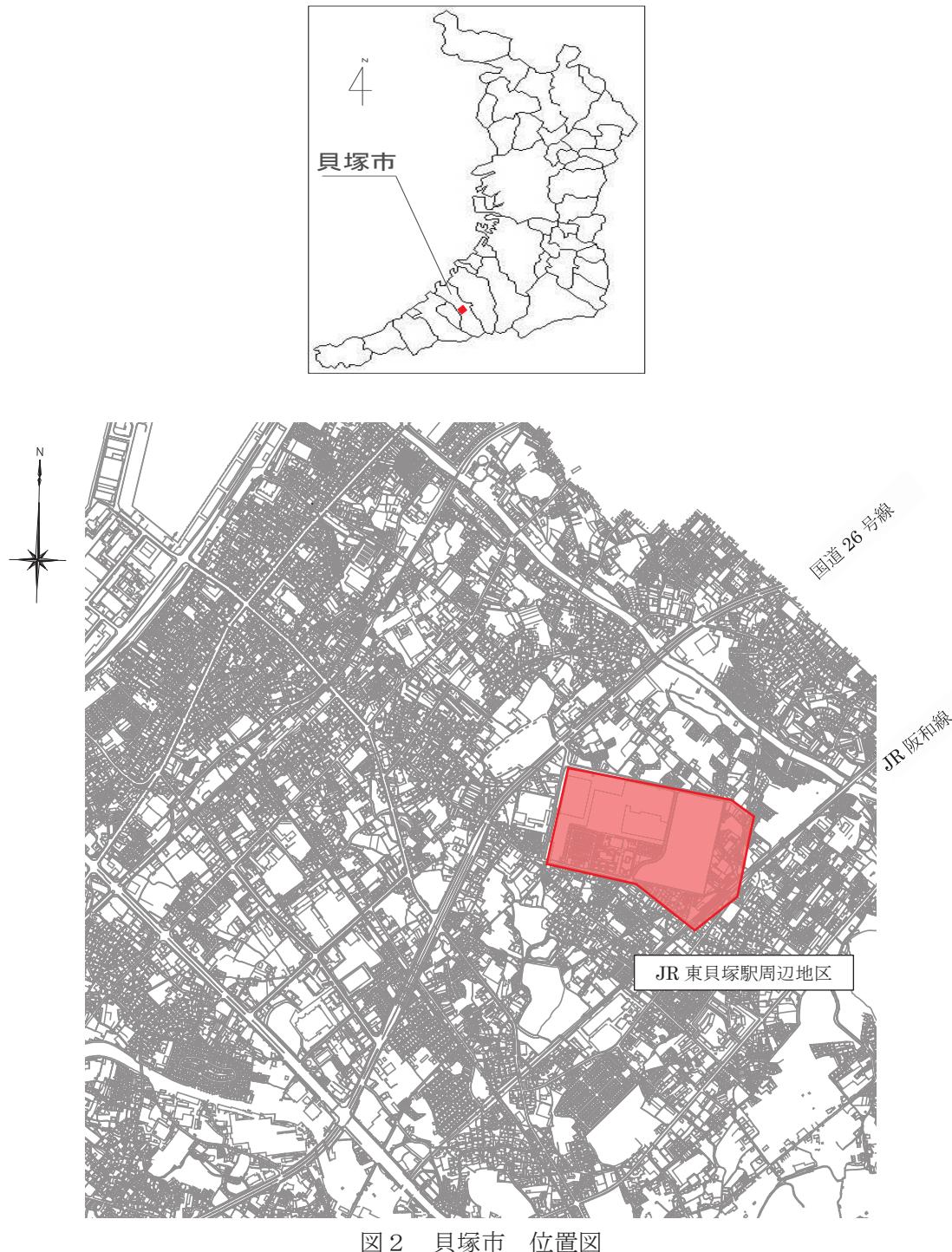


図2 貝塚市 位置図

1－4. 道路特定事業計画の基本的な考え方

(1) 対象とする道路

- 重点整備地区内の生活関連経路のうち貝塚市管理道路（新設道路含む）

(2) 重点整備地区内の経路の考え方

- 生活関連経路：生活関連施設の間を結ぶ、道路、駅前広場や建物内および敷地にある通路

(3) 事業の目標

- 誰でも安全で安心して移動できる歩道のバリアフリー基準を満たす整備を進める。

(4) 整備の実施時期

- 生活関連経路を対象とした道路における整備項目の実施予定時期は、令和5年度までを目標とする。ただし、すべての経路にバリアフリー基準を満たす整備をおこなうためには、地域の協力等が必要不可欠である。

(5) その他

- 新たに整備する道路での歩道等については、将来の維持管理を容易にするため、在庫の乏しい特注部材や補修の難しい製品は原則として使用しないこととする。

- 本計画は、「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」に準拠し、策定に努める。

1－5. 道路特定事業における対策メニュー

道路特定事業計画の対策メニューは、バリアフリー基本構想に基づき対象の生活関連経路に対して、高齢者・障害者等の移動を円滑にする観点から以下に示す問題点評価項目により調査し問題点を把握した上で、対策内容の種別により対策メニューとして整理した。

○調査時の問題点評価項目

- ・歩道の確保が必要な箇所
- ・車いす等の通行に支障となる段差・勾配のある箇所
- ・視覚障害者誘導用ブロックの設置が必要な箇所

○対策内容の種別

- a) 既存道路の改良による対策
- b) 個別施設の整備による対策
- c) 誘導案内の整備による対策

○主な対策メニュー

表1 対策メニュー一覧

対策メニュー	対策内容
○歩道の確保	① 側溝の改良（蓋がけ等）
○歩道有効幅員の確保 ※W=2.0m以上（1.0m以上）	② 歩道柵等の再配置（縁石と一体化） ③ 電柱・標識等の再配置（縁石と一体化等） ④ 歩道の確保（道路空間の再配置）
○歩道段差・勾配の解消（交差点部） ※段差高さ2cm 標準 平坦部分 1.5m以上（極力確保）	① 横断歩道接続部改良（歩道高さ調整） ② 車道の改良（車道高さ調整）
○歩道内段差・勾配の解消 ※横断勾配 1.0%（2.0%） 縦断勾配 5.0%（8.0%）	① 街渠縁石の改良 ② 乗り入れ部の改良 ③ 歩道舗装の改良
○視覚障害者誘導用ブロック設置	① 誘導用・警戒用ブロックの設置
○道路標示の整備	② 路面標示による誘導 ③ 交差点経路標識の設置
○歩道柵の整備	① 転落防止柵、横断防止柵等の設置
○照明施設の整備	① 歩行者用照明の設置
○駐輪対策	① 駐輪場の整備及び啓発（ソフト面）

※：基準値、（ ）内は特例値もしくは経過措置時の値

1－6. 道路特定事業計画

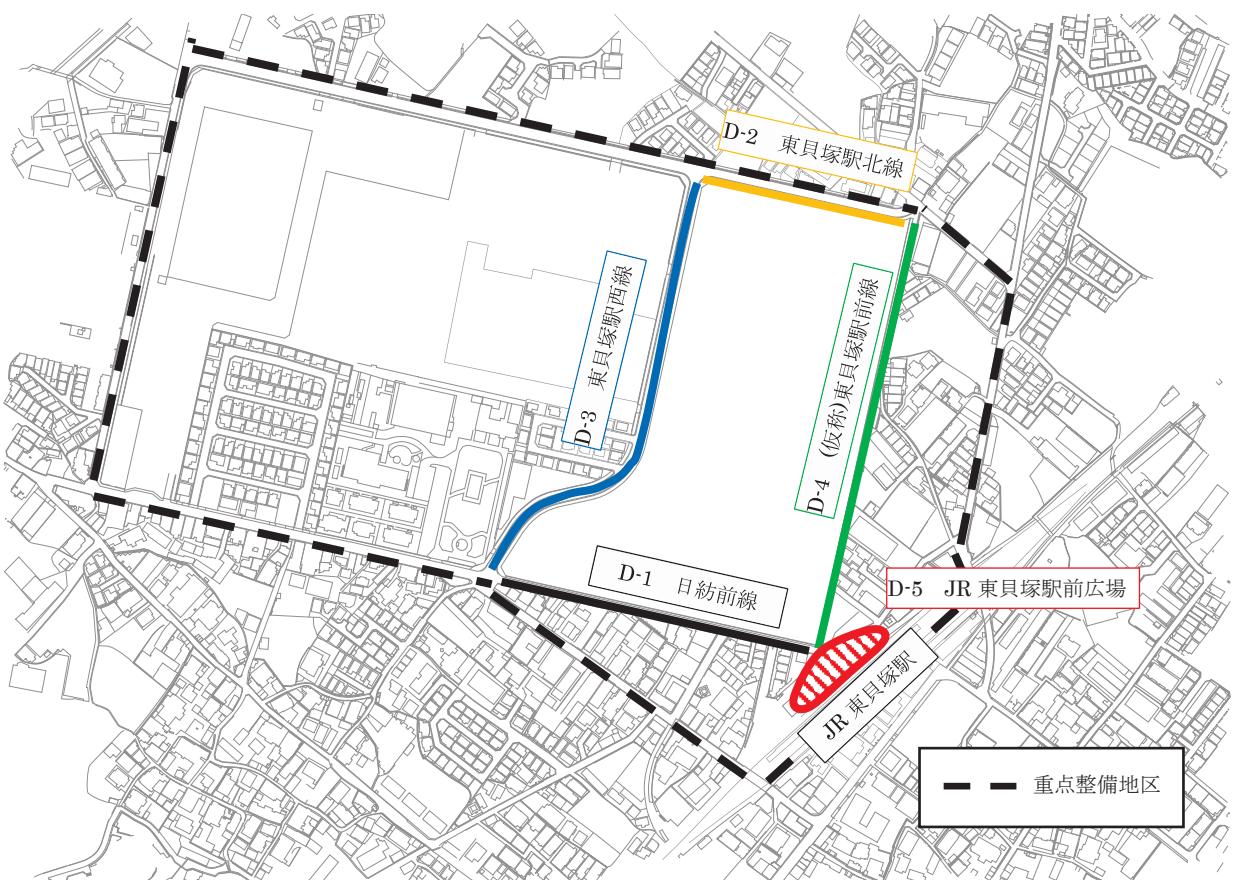
1. 対象地域概要一覧

対象地区名称	地 区 面 積	重点整備 地区分類	DID面積 と構成比	用途地域 指定状況	基本構想策定日
JR東貝塚駅 及び西側周辺地区	22.3ha	I + I', + II + IV	100%	一住・二住 近商・工業	令和2年(2020年) 3月

2. 対象地域地位図

重点整備地区分類

- I 交通拠点施設を含む地区
- I' バリアフリー新法による重点整備地区
- II 商業・公共的施設の立地地区
- III 病院・福祉施設の立地地区
- IV その他



3. 貝塚市の人口・面積

貝塚市人口 (R2.10 貝塚市)	85,331人 (住民基本台帳)	貝塚市面積 (H26.10 貝塚市)	43.93k m ²
----------------------	---------------------	-----------------------	-----------------------

1-7. 整備項目及び実施期間

○「貝塚市 JR 東貝塚駅周辺地区バリアフリー基本構想（令和2年3月）」では「JR 東貝塚駅周辺地区」を重点整備地区として指定し、整備構想が策定されている。

○「JR 東貝塚駅周辺地区」における貝塚市管理道路（新設道路含む）のうち、生活関連経路の整備項目及び期間を以下に示す。

種別	番号	路線名	延長 (km)	整備方針	実施予定期間
生活関連経路	D - 1	日紡前線	0.23	<ul style="list-style-type: none"> ○車道幅員を縮小し歩道を 1.3mから 2.5mに拡幅 ○歩道のセミフラット化 ○歩道横断勾配、段差部の改良 ○横断歩道接続部に平坦部を設ける ○視覚障害者誘導用ブロックの設置 	令和3年度 ~ 令和4年度
	D - 2	東貝塚駅北線	0.15	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚障害者誘導用ブロックの設置 	令和5年度
	D - 3	東貝塚駅西線	0.70	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚障害者誘導用ブロックの設置 	令和5年度
	D - 4	(仮称) 東貝塚駅前線	計画中	<ul style="list-style-type: none"> ○総幅員 14mの道路を新設 ○歩道のセミフラット化 ○歩道横断勾配に配慮、段差部解消 ○横断歩道接続部に平坦部を設ける ○視覚障害者誘導用ブロックの設置 	令和3年度 ~ 令和5年度
	D - 5	JR 東貝塚駅前広場	計画中	<ul style="list-style-type: none"> ○音声案内板設置 ○歩道のセミフラット化 ○歩道横断勾配、段差部の改良 ○横断歩道接続部に平坦部を設ける ○視覚障害者誘導用ブロックの設置 	令和4年度 ~ 令和5年度